

右の符文は使者尤那斯及び都通事梁徳等に付し、此れに准
ぜしむ
謝恩等の事符文

注*この入貢については『明実録』成化二十三年十二月戊辰の条に記
事がある。なおこのときの頒賜の勅諭（成化二十三年十二月二十
五日付）が沖縄県立博物館に現存する。

1-23-25

国王尚真の、謝恩のため正議大夫程鵬等を遣わす符文

（一四八七、八、一一）

琉球国中山王尚真、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫程鵬を遣わし、使者安丹惹ともと共に、表文一通
を齎捧せしむ。智字号海船一隻に坐駕し、鍍金銅結束線紮鞞紅漆
鞞腰刀六把・鍍金銅結束紅漆鞞鞞刀六把・象牙一十三条共に重
さ二百斤・丁香二百斤・胡椒一千斤・馬一十五匹・硫黄二万斤を
装載し、京に赴き大明の御前に進謝し、仍お礼部に赴き告稟して
進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便な
らざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者な
り。

今開しす 赴京の

正議大夫一員 程鵬

使者三員 馬寧玖 実魯古每 満奴古

官生一員 蔡寶

人伴二十一名

国王附搭の蘇木四千斤・胡椒一千斤・番錫五百斤

成化二十三年（一四八七）八月十一日

右の符文は正議大夫程鵬・使者馬寧玖及び官生蔡寶等に付
し、此れに准ぜしむ

謝恩等の事符文

注*この入貢については『明実録』弘治元年四月辛丑・丁未の条に記
事がある。

（一）蔡寶 生没年不詳。久米村蔡氏（儀間家）四世（『家譜（二）』
二五〇頁）。なお蔡寶は、『明実録』成化十八年四月甲辰の条
に国子監に入学、成化二十二年三月壬申の条に帰省、弘治元
年（一四八八）四月辛丑の条に琉球貢使に随行した、との記
事があり、この符文は一時帰国してまた国子監にもどる際
のものであろう。なお（一八〇一）に関連の杏がある。